平成２６年（フ）第９５０号
大阪府河内長野市南青葉台35番12号
債務者　佐保　裕子
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１０６号
岡山県津山市小原11番地３　グランドソレーユＡ棟201
債務者　頼實　大輔
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第２９１号
岩手県北上市上野町５丁目11番40号
債務者　阿部　博史
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２９７号
盛岡市大通３丁目10番31―1305号　皆川方
債務者　松橋　淳子（旧姓岩間）
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第４４６３号
大阪市浪速区戎本町１丁目６番22―206号
債務者　藤森　　厚
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６７８号
大阪府高槻市津之江町３丁目46番２号
債務者　加藤　　学
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７９８号
大阪市阿倍野区阪南町５丁目12番24号503号
債務者　米田　里衣
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８７８号
大阪市東淀川区井高野２丁目４番10号　エル・プエンテⅡ202号、前住所大阪市鶴見区中茶屋１丁目14番19号
債務者　藤武　淳志
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９２１号
大阪府東大阪市稲田上町２丁目８番46号　比枝コーポラス上町Ｉ601号
債務者　遊佐　滝子
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９４４号
大阪市北区長柄西２丁目９番29号　ドミール・オガワ101号室、前住所大阪市北区長柄西２丁目９番29号　ドミール小川200号室
債務者　前川　輝正
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５号
福岡県大牟田市大字歴木1532番地３
債務者　増永　勝子
1　決定年月日時　平成26年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２６年（フ）第２３７号
長崎県長崎市小浦町668番地
債務者　吉田眞奈美
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２６０号
長崎県長崎市三原２丁目11番46号
債務者　岩本なぎさ（旧姓濱口）
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２６５号
長崎県長崎市石神町34番18号　シャトル石神102号
債務者　井本美保子
1　決定年月日時　平成26年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２７１号
長崎県長崎市深堀町６丁目379番地４
債務者　一ノ瀬　直
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第９７号
長崎県諫早市長野町1505番地２
債務者　松岡　敦志
1　決定年月日時　平成26年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第３４４号
沖縄県那覇市字大道173番地７　仲里アパート201
債務者　鶴田真紀子
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部